

財務諸表に対する注記

社会福祉法人たんぼぼ
R6年3月31日

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

定額法による。

ショートステイの部屋数が2室から1室になったため、ショートステイたんぼぼの建物減価償却の割合を20%から10%に変更した。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし。

3. 法人で採用する退職給付制度

中小企業退職金共済制度に加入。

4. 法人が作成する財務諸表等と事業区分および拠点区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 拠点区分内訳表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

①障害福祉サービス事業所ふれあいの家たんぼぼ拠点区分

ア 法人本部サービス区分

イ 就労継続支援B型ふれあいの家たんぼぼサービス区分

ウ 共同生活援助グループホームたんぼぼサービス区分

エ 短期入所ショートステイたんぼぼサービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|------------|------------|-----------|-------------|
| 土地 | 20,167,796 | | | 20,167,796 |
| 建物 | 72,913,132 | 20,271,830 | 7,099,886 | 86,085,076 |
| 定期預金 | 1,100,000 | 0 | 0 | 1,100,000 |
| 合 計 | 94,180,928 | 0 | 7,099,886 | 107,352,872 |

※ R1年取得の建物（倉庫）を基本財産へ組み入れた

6. 会計基準第3章4（4）及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

建物

安芸高田市美土里町横田字久保土居2320番地1・2321番地1・2321番地2所在の

木造瓦ぶき平屋建て 311.77㎡

木造瓦ぶき平屋建て附属する構築物 42.20㎡

木造瓦ぶき平屋建て倉庫・乾燥場一棟 34.78㎡

土地

安芸高田市美土里町横田字久保土居2320番地1土地 820.23㎡

安芸高田市美土里町横田字久保土居2320番地4土地 85.00㎡

安芸高田市美土里町横田字久保土居2320番地5土地 113.00㎡

安芸高田市美土里町横田字久保土居2321番地1土地 806.08㎡

安芸高田市美土里町横田字久保土居2321番地2土地 20.02㎡

安芸高田市美土里町横田字久保土居2342番地1土地 335.00㎡

8. 満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

10. 重要な偶発債務

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。